

# 請願審査資料

2年請願第1号

難聴者に対する補助金制度の改善について

令和2年11月18日

保健福祉局

## 1 請願事項

2年請願第1号

難聴者に対する補助金制度の改善について

- ① 難聴者に対する補助金制度を改善すること。

## 2 現状

難聴者が補聴器を購入する際の助成については、現在、福岡市では「補装具事業」において、身体障害者手帳の所持者等を対象として助成を行っている。

補装具については、国の事務取扱指針等において種目ごとの「対象者」、「型式」、「名称」、「基本構造」、「基準額」等がそれぞれ定められており、これに基づき支給している。

### (1) 補装具支給事業の概要

- ①事業開始年度 障がい者：昭和 25 年度～  
障がい児：昭和 26 年度～

#### ②実施根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第 76 条)

#### ③目的

装具や補聴器など、身体上の障がいを補うための用具である「補装具」の購入・借受け・修理にかかる費用の助成を行うことにより身体障がい児・者又は難病等対象者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的とする。

#### ④対象者

本市に居住地を有する者のうち、身体障害者手帳を所持する又は難病患者等で、補装具費の支給を必要とするもの。

※障がい者とその配偶者、あるいは、障がい児の保護者又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合には支給対象外。

※じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障がいは対象外

#### ⑤自己負担

対象者は用具の購入・借受け・修理に係る費用の原則 1 割を負担する。ただし、世帯の所得に応じて、下記のとおり利用者負担額の上限額が設定されている。

- i) 生活保護世帯 0 円 … 生活保護世帯に属する者
- ii) 低所得世帯 0 円 … 市民税非課税世帯に属する者
- iii) 一般世帯 37,200 円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、障がい者とその配偶者とする。

※ 障がい児の場合は、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳の世帯を原則とする。

#### ⑥補装具の種目

障がいの種別	種 目
視 覚	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚	<b>補聴器</b> ，人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢 体	義肢，装具，車いす，歩行器，歩行補助つえ（一本つえを除く）， 電動車いす，座位保持装置，重度障がい者用意思伝達装置 [障がい児のみ] 座位保持いす，起立保持具，頭部保持具，排便補助具
心臓・呼吸器	歩行器，歩行補助つえ（一本つえを除く），車いす，電動車いす

※補装具費の支給対象となる補装具は、原則として 1 種類につき 1 個。ただし、身体障がい児・者の障がいの状況等を勘案し、職業又は教育上等必要と認められた場合は、2 個の支給ができる。

## ⑦ 特例補装具

国の基準に定められた補装具の種目に該当するが、名称、型式、基本構造等については基準に該当しない補装具について、身体障がい児・者の障がいの現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により支給する必要が生じた場合、更生相談所での支給判定等により必要性が認められれば、特例補装具として支給を行うことができる。

## (2) 補聴器の支給

### ① 補聴器の種類及び対象者

補装具において支給される補聴器の種類及びその対象者は次のとおり。

名称		対象者	耐用年数
高度難聴用補聴器	ポケット型	本市に居住地し、身体障害者手帳を所持する又は難病患者等で高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 <目安> 聴力レベル 90 d B 以上 = 3 級以上 → 重度難聴用補聴器 聴力レベル 90 d B 未満 = 4 級以下 → 高度難聴用補聴器	5 年
	耳掛け型		
重度難聴用補聴器	ポケット型		
	耳掛け型		
耳あな型補聴器	レディメイド	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者	
	オーダーメイド	特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者	
骨導式補聴器	ポケット型	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者	
	眼鏡型		

※原則、片耳支給。

### ② 補聴器の基準額

補装具において支給される補聴器の基準額は次のとおり。

名称		基準価格(円)
高度難聴用補聴器	ポケット型	34,200
	耳掛け型	43,900
重度難聴用補聴器	ポケット型	55,800
	耳掛け型	67,300
耳あな型補聴器	レディメイド	87,000
	オーダーメイド	137,000
骨導式補聴器	ポケット型	70,100
	眼鏡型	120,000

### ③補聴器の支給判定

補装具費の支給にあたっては、品目等により判定が必要な場合がある。判定は、障がい者本人の体の状態に合うものであるかを含め、最も適切な装具を判断するために行っている。

補聴器については、次のとおり支給判定を行っている。

名称		判定方法
高度難聴用補聴器	ポケット型	更生相談所の書類判定 ※本人提出書類：意見書・処方箋，見積書
	耳掛け型	
重度難聴用補聴器	ポケット型	
	耳掛け型	
耳あな型補聴器	レディメイド	更生相談所の来所判定 ※本人提出書類：なし
	オーダーメイド	
骨導式補聴器	ポケット型	
	眼鏡型	

※補聴器の2個支給（両耳装用）を希望する場合、更生相談所の来所判定が必要

### ④支給判定された補聴器と申請者が希望する補聴器が異なる場合の取扱

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望する「デザイン、素材等」を選択することにより基準額を超える場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することにより支給の対象とすることができる。しかし、「機能追加」については、差額自己負担で認めることは適切でないとの国の考え方が示されている。

### ⑤支給実績

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補聴器	964	890	1,011	901	949
補装具(全体)	3,263	3,022	3,299	2,798	3,078

### 3 請願に対する考え方

#### (1) 2年請願第1号(令和2年2月17日受理) 難聴者に対する補助金制度の改善について

##### ① 「難聴者に対する補助金制度を改善すること」について

補装具の支給については、身体障害者手帳を所持する方等に対し、国の制度に基づき支給を行っている。

補聴器に関しても、支給できる補聴器の種類、価格、それぞれの対象者が国の基準等で定められており、支給の判断は、これらの基準等と対象者の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとされている。

以上のとおり、補装具の支給にあたっては、対象者の身体上の障がいを補うために必要と判断される補装具を支給しているため、それを超えて独自に機能を上乘せするような市の助成制度の創設は、国の制度の趣旨からも適切ではないと考える。